# 職員の任免および職員数に関する状況

#### (1) 職員採用の状況

(H21.4.1~H22.3.31)

区分	競争試験					
	男 性	女 性	計			
一般行政職	2人	3人	5人			
技能労務職	0人	0人	0人			
計	2人	3人	5人			

#### (2) 職員の退職状況

(H21.4.1~H22.3.31)

定年退職	勧奨退職	普通退職	その他	計
3人	2人	1人	0人	6人

#### (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

(3) 部門別職員数の状況と王な増減埋田 (各年4月1日現在									
	区	分	職員	員 数	対前年	主な増減事由			
剖	3 門		21年	22年	増減数	上の相似事出			
	議	会	2	2	0				
	総	務	27	26	△ 1				
	税	務	8	11	3	徴収業務充実による			
<b>中</b>	民	生	9	9	0				
般行政部門	衛	生	4	4	0				
門	農林	水産	8	7	△ 1				
	商	I	1	1	0				
	±	木	8	9	1				
	小	計	67	69	2				
特別	教	育	17	17	0				
特別行政部門	消	防	_	_	_				
門	小	計	17	17	0				
公堂	水	道	6	6	0				
企業	下力	火 道	6	5	△ 1	事務量の減少による			
公営企業等会計部門	そ (	の他	9	9	0	【内訳】国保4、老健1、 介護保険3、後期高齢1 計9人			
門門	小	計	21	20	△ 1				
4	ì	計	105	106	1				

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を 保有する休職者、派遣職員などを含み、教育長、臨時および 非常勤職員を除いています。

吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

本町職員の給与や職員数、

行政の運営状況について、そのあらましをお知らせします



#### (5) 職員の初任給の状況

(平成22年4月1日現在)

区分		吉岡町	国
		決定初任給	決定初任給
向ル 4二 工行 飛蛙	大学卒	172,200円	172,200円
一般行政職	高校卒	140,100円	140,100円

#### (4) 定員適正化計画の状況

計画期間:3ヵ年(平成20年~22年)

区分	一般行政	特別行政	公営企業等	計
平成20年	(68)	(18)	(20)	(106)
	68人	18人	20人	106人
平成21年	(67)	(17)	(21)	(105)
	67人	17人	20人	104人
平成22年	(69)	(17)	(20)	(106)
	68人	17人	20人	105人

(注) ( ) 内は、職員数の実数です。

#### (6)級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6級	計
標準的な 職務内容	主事補	主事	主 任	係 長 室長補佐	室 長総括室長	課長	
職員数(人)	10	14	44	12	17	9	106
構成比 (%)	9.5	13.2	41.5	11.3	16.0	8.5	100

# 2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 (H22.4.1)	歳出額 A	実質 収支	人件費 B	人件費 比率 B/A	(参考) 20年度の 人件費比率
21年度	19,284人	千円 6,330,632	千円 58,501	千円 778,645	% 12.3	% 14.5

(注) 人件費には、特別職など(町長・副町長・教育長・議会議員・消防団員 などの非常勤特別職)に支給される給料、報酬などを含みます。

- (注) 1. 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
  - 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

#### (2) 職員給与費の状況(全会計当初予算)

区分	職員数		1人当りの 給与額			
	Α	給 料	職員手当	期末· 勤勉手当	計 B	和子領 (B/A)
22年度	(106) 106人	千円 345,204	千円 50,117	千円 129,892	千円 525,213	千円 4,955

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
  - 2. 給与費は当初予算に計上された額です。
  - 3. ( )内は、平成22年4月1日現在の職員数です。

#### (7) 職員手当の状況 (期末・勤勉手当)

(平成21年度支給割合)

町					•	E .	
期末手当 勤勉手当		期末手当		勤勉手当			
6月期	1.25月分	6月期	0.70月分	6月期	1.25月分	6月期	0.70月分
12月期	1.50月分	12月期	0.70月分	12月期	1.50月分	12月期	0.70月分
計	2.75月分	計	1.40月分	計	2.75月分	計	1.40月分

### (3)職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

(平成22年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
円	円	歳 月
303,300	351,200	41.2

### (8) 特別職の報酬などの状況 (平成22年4月1日現在)

	区	分	月 額	期 ォ	₹ 手 当
	町	長	609,000円	6月期	1.95月分
給料	副町	長	533,000円	12月期	2.20月分
	教育	長	514,000円	計	4.15月分
	議	長	278,000円	6月期	1.95月分
報酬	副議	長	212,000円	12月期	2.20月分
	議	員	190,000円	計	4.15月分

#### (4) 職種別の平均給料月額、平均経験年数および平均年齢の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	職員数		職員数 平均給料 月額		平均経験 年数		平均年齢	
	21年	22年	21年	22年	21年	22年	21年	22年
一般行政職	人 97	人 98	百円 3,148	百円 3,031	年月 19.5	年月 18.2	歳 月 41.2	歳月40.1
技 能 労務職	8	8	2,959	3,059	26.3	27.1	54.2	55.2

(注) 期末手当は平成21年度支給割合です。



### 6 職員の研修の状況

#### ◆職員の研修の状況

(H21.4.1~H22.3.31)

研 修 名	研修回数	参加者数
階層別職員研修	4回	9人
能力開発・向上研修	12回	13人

## 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

(H21.4.1~H22.3.31)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	62人
定期健康診断	35人

#### (2) 公務災害補償の概要

常勤職員の公務上の災害または通勤途上の災害により、負傷、疾 病、障害または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金が認定 と補償を行っています。

#### (3) 互助会等(吉岡町職員組合)に対する助成の状況

(0) 立め女子(自同り福兵和日) ためり のめのの人が				
項目	金額等	備考		
①職員組合に対する助成金額	735千円			
②職員による掛金の額	3,614千円	平成21年4月から 平成22年3月まで		
③公費負担率 ①/(①+②)	16.9%			
④職員一人あたりの補助金額 ①/職員数(105人)	7千円			

### 勤務条件に関する措置要求の状況

(H21.4.1~H22.3.31)

		-
措置要求件数	0件	

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、町当局 により適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求するこ とができます。

### |不利益処分に関する不服申立ての状況

(H21.4.1~H22.3.31)

不利益処分に関する不服申立て件数	0件
------------------	----

(注) 職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合 には、公平委員会に不服申立てができます。

### 🔁 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

(平成22年4月1日現在)

1週間の 勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況

(H21.1.1~H21.12.31)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得 日 数	取得率
4,255日	979日	110人	8.9日	23.0%

(3) 育児休業の状況

(H21.4.1~H22.3.31)

区分	男	女
平成21年度に育児休業を取得した者	0人	0人
前年度から引き続いている者	0人	1人

### 4 職員の分限および懲戒処分の状況

◆処分者数

(H21.4.1~H22.3.31)

処分の内容		処 分 者 数	
分 限 処 分	免	職	0人
	降	任	0人
	休	職	0人
	降	給	0人
懲 戒 処 分	免	職	0人
	停	職	0人
	減	給	0人
	戒	告	0人

- (注) 1. 分限処分とは、公務能率の維持およびその適正な運営を 確保する目的から一定の事由がある場合に、職員の意に 反して行われる不利益処分です。
  - 2. 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行があっ た場合に、公務の規律と秩序を維持する観点から、職員の 道義的責任の追及を目的として行われる不利益処分です。

### 職員の服務の状況

#### ◆服務規律の確保

地方公務員法第30条で「すべての職員は、全体の奉仕者として 公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全 力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しており、 飲酒運転防止の徹底など服務規律の確保について全職員に対し指 導を行いました。